

## 三朝町望ましい小学校施設等検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 三朝町における小学校施設等の望ましい整備について、専門的知見から幅広い意見を聴取し、本町にふさわしい小学校施設等の整備方針策定に資するため、三朝町望ましい小学校施設等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本町における小学校施設等の整備方針策定に必要な協議及び助言に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民活動を行う者
- (3) 町内学校教職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から町が小学校施設等の整備方針を決定する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会を総括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

### (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年1月27日から施行する。